

82

ベトナム南北分断期(1954～75年) 南北ベトナムにおける伝統医学の制度化

小田 なら

京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科 東南アジア地域研究専攻

本発表では、1954年からおよそ20年続いた南北分断期のベトナムにおいて、南北両国が伝統医学を制度化した過程を解明する。特に、フランス領インドシナ期に策定された法令を参照した南ベトナムに焦点をあて、南北両国における制度化の過程における異同を検討し、現代ベトナムの現況に続く北ベトナム時代の特殊性を明らかにする。

ベトナムにおいて、伝統医学はフランス植民地期以降、東医・東洋医学・民族医学などの異なる呼称を与えられながら西洋医学と併用され、現在は公的な医療制度に取り込まれている。具体的には例えば、各病院には西洋医学と共に伝統医学の専門医を置き、伝統医療専門の診療科を設けることが義務付けられている。この制度は、1954年のベトナム南北分断後、ベトナム民主共和国(以下、北ベトナム)で伝統医学を積極的に活用した方針に端を発する。一方で、南北分断期のベトナム共和国(以下、南ベトナム)において伝統医学がどれほど公的に利用されていたのか、あるいはされていなかったのかはこれまで明らかにされていない。

先行研究では、1954年のベトナム南北分断後、南ベトナムでは西洋医学を称揚し、伝統医学の医師に対しては何度もその役割と地位を制限しようとした一方、北ベトナムではホー・チ・ミンが西洋・東洋医学双方を融合させた医療実践を呼びかけたのを機に、伝統医学を西洋医学とともに公的な医療制度を確立したとされている。その際、主導権を握っていた保健省は、薬草の研究・専門職制度の整備・研究機関の設立を柱として法案を練り、制度を整備していった。

しかし、南ベトナムにおいては仏領インドシナ期に植民地政府によって出された伝統医療を制限する1943年の議決を改定していく方法により、伝統医療を制度化しようとした。この取組を本格的に開始したのは、1963年のゴ・ディン・ジエムに対するクーデター直前の1963年からである。保健省が主体となって1943年議決に対する数々の改訂版が提出されていったが、同時に、背後には東洋医学の専門職団体による雑誌上の主張も、その追い風になったのではないかと考えられる。

結論を先取りすれば、南北分断期には、どちらのベトナムにおいても伝統医学を推進していく団体の後押しがあり、国として伝統医学を推進していく具体的な取り組みがあったが、その活動の開始時間・根拠・方法に相違があったと言える。第一に、政府として推進する開始時期は北では1955年、南では1964年と、約10年の差があった。第二に、北ベトナムは伝統医学推進の理由をホー・チ・ミンの言葉に依拠してきたが、南ベトナムでは西洋医学に対抗する団体の後押しがあったと考えられる。第三に、北ベトナムは旧植民地政権の議定とは切り離れた法令を作っていたが、南ベトナムでは1943年の議定を引き継ぎ、それを改定することによって現状を改善しようとしていた。しかし、南ベトナムにおける取組は、結局は体系的な制度化にはつながらなかったため、先行研究のように、南ベトナムでは伝統医療の医師が活動に制限を加えられたと捉えられてきたと考えられる。本事例は、植民地期を経た国家が伝統医学を新たに編成する過程であり、また、敵対関係にあった二つの国家が、伝統医学の制度化という共通目的に対峙した過程から両者の特徴を問う事例でもある。